

金城学院役員報酬規程

(1991年3月28日制定)
最終改正 2023年3月27日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金城学院の理事長、理事、監事(以下「役員」という。)及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、別表のとおりとし、評議員会の意見を聴取した上で、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 理事長の報酬は、別表に定める額を上限とし、勤務実態に即して常任理事会において決定する。

(その他の経費)

第3条 役員及び評議員が、その職務遂行上必要とした経費は、別に支給する。

2 役員及び評議員が、理事会、評議員会等の会議に出席するための交通費、日当は、別表のとおり支給する。

(退職金)

第4条 役員及び評議員の退職金は、支給しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の審議に基づき、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則(2007年3月26日理事会)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2019年3月25日理事会)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年11月30日理事会)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則(2023年3月27日理事会)

この規程は、2023年3月27日から施行する。

別表

	役員報酬	日当	交通費
理事長	月額上限100万円	—	—
常任理事(学内者)	月額3万円	—	実費
理事(学外者)	—	1日5万円	実費
監事(学外者)	月額2万円	支給なし	実費
評議員(学外者)	—	1日2万円	実費
評議員(学内者)	—	1日1万円	実費

※理事と評議員を兼務している場合は、理事の金額のみを支給する。

※理事長には、教職員に準じて期末手当・通勤手当を支給する。